

名古屋市介護保険条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7年 7月31日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市規則第90号

名古屋市介護保険条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市介護保険条例施行細則（平成12年名古屋市規則第70号）の一部を次のように改正する。

第19号様式（表）中「80万円」を「 809,000円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和 7年 8月 1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の名古屋市介護保険条例施行細則（以下「新規則」という。）の規定に基づく介護保険負担限度額の認定申請その他の行為は、この規則の施行前においても行うことができる。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市介護保険条例施行細則の規定に基づいて提出されている申請書は、新規則の規定に基づいて提出されたものとみなす。